

平成16年9月3日(1)

開議 11時40分

○議長 楠本賢治君

おはようございます。

只今の出席議員は17名で定足数に達しておりますから、平成16年第4回豊前市議会定例会を開会し、これより本日の会議を開きます。

日程第1 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会で協議の結果、お手元に配布のとおり、本日9月3日から9月17日までの15日間にいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日から9月17日までの15日間に決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において指名いたします。

3番古川哲也議員、15番岡田義則議員を指名いたします。

日程第3 諸般の報告をいたします。

監査委員より、平成16年5月分から、平成16年7月までの出納例月検査の報告がありました。各報告書については、その原本を議会事務局に保管しておりますので、適宜閲覧をお願いいたします。

日程第4 議案第54号から議案第65号及び報告第4号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長、説明。

○市長 釜井健介君

本日ここに、平成16年第4回豊前市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ご多用のところご臨席を賜り誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

本議会に提案いたしました議案は、条例案件4件、専決処分案件1件、議決内容の一部変更案件1件、字の区域の変更案件1件、市道路線の認定案件1件、協議案件1件、予算案件1件、決算案件2件、報告案件1件の合計13件であります。

次に、議案の順序により、ご説明を申し上げます。

議案第54号は、豊前市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。青豊高校新設に伴い、築上中部高校、築上北高校用地の跡地利用に関する事項について、調査審議する審議会を設置するための案件であります。

議案第55号は、豊前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであ

ります。地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を整備するための案件であります。

議案第56号は、豊前市中小企業融資金の預託に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。平成16年10月1日をもって、株式会社西日本銀行が合併により名称を変更するため、関係規定を整備するための案件であります。

議案第57号は、豊前市地域住民交流センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。利用形態の変化に伴い、一部施設を用途廃止するため、関係規定を整備するための案件であります。

議案第58号は、指定金融機関の指定についての議決内容の一部変更についてであります。株式会社西日本銀行が合併により、平成16年10月1日をもって名称を変更するため、地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定により、市議会の議決を求める案件であります。

議案第59号は、字の区域の変更についてであります。土地改良法第85条第1項の規定による豊前市合河東部第2地区の土地改良事業の実施に伴い、字の区域の変更が必要なため、地方自治法第260条第1項の規定により、市議会の議決を求めるための案件であります。

議案第60号は、豊前市道路線の認定についてであります。道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、同法第8条第2項の規定により、市議会の議決を求めるための案件であります。

議案第61号は、京築地区水道企業団を組織する市町村数の増加及び京築地区水道企業団規約の変更についてであります。京築地区水道企業団組織市町村に京都郡犀川町を加え、議会の組織を変更する規約の協議について、地方自治法第290条の規定に基づき、市議会の議決を求めるための案件であります。

議案第62号は、平成16年度豊前市一般会計補正予算第1号であります。今回の補正予算は、市政運営上、緊急必要とされる経費等について、所要の措置をいたしたところであります。その補正額は、1億6246万8000円で、補正後の予算総額は、118億4356万8000円であります。

歳出の目的別補正の概要について、ご説明を申し上げます。

2款総務費に、旧上川底小学校校舎補修の原材料に200万円の補正であります。

3款民生費に、387万7000円の補正であります。その主なものは、老人福祉センター空調設備修繕費27万5000円、山田地区学童保育事業開設に要する経費352万5000円の補正であります。

4款衛生費は、火葬場1号炉の修繕費420万円の補正であります。

6款農林水産業費は、2117万5000円の補正であります。その主なものは、こめの農薬残留調査のためのトレーサビリティ導入促進総合対策事業補助金に330万円、活

力ある高収益型園芸産地育成事業補助金に835万5000円、農業施設整備費に200万円、京築広域基幹林道補修工事費に450万円、漁業振興対策事業補助金に310万6000円補正し、暗渠排水測量設計委託料を113万7000円、競争力ある土地利用型農業育成事業補助金を、内示減額により140万円の減額補正であります。

7款商工費に、4261万7000円の補正であります。その主なものは、企業誘致対策として、皆毛・小石原地区排水路整備事業費に2900万円、能徳工業団地整備費に1420万円、東部工業団地整備費に550万円、宇島駅前の観光看板設置費に120万円補正し、ムロオカ産業の操業開始遅れにより、企業立地促進交付金を1460万円減額補正するものであります。

8款土木費に、6122万6000円の補正であります。その主なものは、一般道路改良事業費に1220万5000円、八屋・求菩提線道路改良事業費に4000万円、街路事業費に606万2000円、市営住宅管理費に210万円の補正であります。

9款消防費に、1076万5000円の補正であります。その主なものは、消防自動車購入費850万円の補正であります。

10款教育費に、1660万8000円の補正であります。その主なものは、大村小学校嘱託教員雇用費226万8000円、角田中学校グラウンド防球ネット整備費に210万円、埋蔵文化財発掘調査費に400万円、市民体育館屋根修繕費に450万円を補正し、社会同和教育指導員制度の廃止により、報酬を158万4000円減額するものであります。この補正予算の財源は、歳出補正に伴う国庫支出金等の特定財源のほか、一般財源として地方交付税、平成15年度繰越金を、それぞれ措置いたしましたところであります。

議案第63号は、専決処分についてであります。平成16年度において、地方債の借換債に増額が見込まれ、予算措置について急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるための案件であります。

議案第64号は、平成15年度豊前市水道事業会計歳入歳出決算の認定であります。平成15年度決算は、収益的収支では、収入5億3194万2548円に対し、支出5億2386万6269円であり、消費税を除いた実質収益は、561万3781円となっております。なお、営業外収入につきましては、当年度他会計補助金及び赤熊南区画整理事業の赤熊2系3号井戸の売却による収入であります。諸経費の節減と有収率の向上に努めてまいりましたが、支出の主な要因は、水道企業団用水受水費支払によるものであります。

また、資本的収支では、収入9962万4270円に対し、支出1億6458万8682円であり、差引き6496万4412円の不足が生じておりますが、この不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金6145万8433円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額350万5979円で補填をしたところであります。

事業面では、配水管布設と漏水防止対策を含めた老朽管の布設替工事25工区、工事延

長1880.6mを実施いたしました。また、第8期拡張事業につきましては、工事箇所8工区、工事延長1426.1mを完了したところであります。更に、浄水場及び取水井の動力費等につきましては、経費の節減に努めたところであります。

今後とも、なお一層の効率的な経営の推進に企業努力をしまいる所存であります。

議案第65号は、平成15年度豊前市東部地区工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成15年度決算は、収益的収支では、収入500万9232円に対し、支出546万1597円で、収支マイナス45万2365円となっております。

なお、消費税を調整した当年度純損失は、101万6658円であります。

事業内容といたしましては、東部工業団地内企業1社に工業用水を供給しております。総配水量は9万934m³、総給水量は9万934m³、年間有収水量9万3284m³、有収率102.58%であります。今回のマイナスについては、受水企業による中途の計画変更に伴う給水量の減によるものが主な理由であります。また、資本的収支は収入5170万2000円に対し、支出4768万1117万円であり、収支402万883円の残となっております。

事業内容といたしましては、本年度は、新たな工業用水源を確保するため、吉木地区で口径200mm、掘削深度200mの工業用深井戸さく井工事（工業用3号井）他を施工いたしました。工事費は2308万6350円で、起債1800万円、その他、市補助金などで対応いたしました。

報告第4号は、平成15年度豊前市土地開発公社の事業及び決算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

以上、提出議案の概要について、ご説明を申し上げましたが、いずれの議案も市政運営上、緊急かつ必要な案件でありますので、議員各位には慎重にご審議の上、速やかにご議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長 楠本賢治君

市長の説明は終わりました。

次に、平成15年度豊前市水道事業会計及び豊前市東部地区工業用水道事業会計歳入歳出決算の監査について報告を求めます。古野監査委員。

○監査委員 古野正巳君

報告いたします。

今回、審査に付されました平成15年度豊前市水道事業会計及び豊前市東部地区工業用水道事業会計決算の審査の経過と概要について、ご報告いたします。

審査は、本年の6月から7月にかけて、秋成監査委員とともに実施をし、審査意見書についても合議の上、提出をしたところです。

2つの事業会計の予算・決算などの詳細については、意見書がありますので省略させていただきますが、まず、水道事業会計の当年度の損益収支は、561万3781円の黒字決算

となっており、この金額に、前年度繰越欠損金を加減した当年度未処理欠損金は、4億6315万8385円となっております。収支において、前年度に比べ15年度は、いくぶん改善されておりますが、この要因としては、京築地区水道企業団に支払う受水費が、平成15年5月支払分から1m³あたり10円、198円が188円に値下げされ、年間で1273万円が軽減されたこと、また、青豊高校建設予定地内にあります取水設備を、豊前市に譲渡したことにより、売却収益455万7715円が生じたことなどであります。

次に、当年度の業務実績のうち、給水人口は1万6588人で、前年度に比べ14人の増、給水件数も6448件で、54件の増となっておりますが、使用料として計算される年間の給水量は164万5790m³で、7万8902m³の減となっております。

減の内訳は、家事用3万1825m³、工業用2万9958m³、営業団体用2万32m³が、それぞれ減量となっており、家事用については、昨年は、冷夏、長雨などが影響していることが考えられます。配水管などの整備事業は、建設改良事業として、老朽管の埋設地区を主に、土木及び下水道関連事業と合わせ配水管の布設替工事を施工し、有収率の向上に努めるとともに、将来の水需要に対応するための第8期拡張事業は、17年計画の第13年目となり、松江35号線配水管布設工事ほか、7工区の工事が施工されております。

給水人口、件数とも僅かではありますが、年々増加しているものの節水意識の浸透など、給水収益に大幅な増収が期待できないことから、収支の見通しは、依然厳しいことが予想されます。今後、給水整備地区内の普及率の向上を図りながら、事業実施にあたっては、一層の効率化を推進し、経営の健全化に努められることを要望したところです。

次に、東部地区工業用水道事業会計の当年度の損益収支は、101万6658円の赤字決算となっており、この赤字額は、前年度の繰越利益剰余金によって補填され、当年度未処分利益剰余金は、76万7258円となっております。また、建設改良事業は、新たに水源を確保するため、工業用深井戸さく井工事ほか、2つの工事を企業債、市補助金を財源として実施をしております。当事業は、平成14年度から給水を開始しておりますが、用水を使用している企業が、まだ本格稼動前のため給水は少量にとどまっております。

今後、給水量の増加を図りながら、効率的な事業経営に努めることを要望したところです。以上で報告を終わります。

○議長 楠本賢治君

報告が終わりました。

以上で本日の日程はすべて終わりましたが、お諮りいたします。

ここで合併問題の調査について、特別委員会の設置の件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、特別委員会の設置の件を日程に追加し議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、議員全員をもって構成する合併問題調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、合併問題調査特別委員会は、議員全員をもって構成し調査することに決しました。

以上で本日の日程はすべて終わりました。

9月9日及び9月10日の本会議において、一般事務に関する質問を行ないます。

なお、議題に対する質疑は9月10日のみといたします。

一般質問及び質疑のある方は、本日午後5時まで発言通告書を提出されるようお願いいたします。発言の順序は、発言通告書提出の順序といたします。

それでは、本日はこれをもって散会いたします。

散会 11時06分